

板橋区立舟渡小学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、舟渡小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

1 事前の危機管理

(1) 安全点検

毎月、月初めに「安全指導・安全点検」を実施する。

児童には「安全指導日」を設け、朝の時間に生活指導部からのスライドをもとに各学級で指導する。

安全点検は、教職員全員で担当箇所の点検を毎月行い、管理職が最終チェックをする。

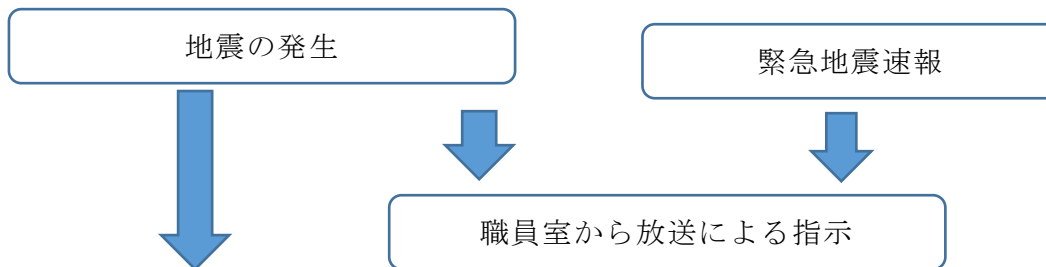
(2) 避難訓練計画【令和6年度の想定訓練】

- 4月 火災（災害時の基本的行動様式、避難経路の確認など）
- 5月 警戒宣言発令（引き渡し訓練）
- 6月 不審者対応（セーフティ教室）
- 7月 水害（川の氾濫に備えた避難の仕方の確認）
- 9月 地震（授業中の地震。地震発生時の避難の方法の体得）
- 10月 地震から火災（地震により給食室が火災。避難経路の確認、
煙ハウス＜5年＞、起震車＜6年＞）
- 11月 火災（近隣火災。二次避難場所＜舟渡三丁目公園への避難＞）
- 12月 地震（朝の登校時の避難の方法を体得）
- 1月 火災（中休み中の火災。避難の基本的行動様式の確認）
- 2月 地震（中休み中の地震。児童への予告なし。避難方法の確認と習得）
- 3月 地震（授業中の地震。児童への予告なし。放送をよく聞いて迅速な避難）

2 発生時の危機管理（震災対応）

（1）地震

①地震発生時の対応（校内）



教室内にいた場合	机の下に入り、机の脚を手でつかむ。
廊下や階段付近にいた場合	近くの教室に入り、教室内にいた場合の対応をする。
トイレ内にいた場合	窓から離れて、身を低くする。
体育館にいた場合	中央に集まり身を低くする。落下物から身を守る。
校庭にいた場合	中央に集まり身を低くする。

※管理職が不在の場合は主幹教諭の指示の元に避難する。同時に管理職への連絡も主幹教諭がとる。

避難指示により校庭へ避難（担任または指導中の教員）

※二次避難場所は舟渡三丁目公園。ただし、地盤、津波等の状況を把握して判断する。

授業中	・クラスごとに担任または指導教員が誘導
休み時間	・校庭の場合はそのままクラスごとに集合 ・校舎内の場合は、各階ごとに職員が誘導
放課後や清掃指導中	・各階ごとに職員が誘導
クラブ・委員会活動中	・活動場所ごとに担当教員が誘導

★荷物を持たない。

★防災頭巾をかぶる。（可能な範囲で）

★冬季は上着を着るなどの防寒対策をする。（可能な範囲で）

児童の安否確認

※担任は出席人数を確認す

災害時の緊急措置を行う基準に従って対応

★引き渡しの場合は、教室に荷物を取りに戻らない。靴は上履きのまま。

★引き渡しの際は、出席簿等の名簿に記録し、全保護者に緊急連絡メールで伝える。

★強い余震が起こる可能性があるため、しばらくは安全な場所で待機する。

校舎内で待機できる様態になった場合は、体育館を使用する。

★校舎内で待機できない場合は、防災備蓄倉庫のテントや毛布を使用する場合がある。

教育委員会（指導室）への連絡 3579-2643

★施設設備の点検は定期的に行う。地震後は各自担当場所を点検する。

② 地震発生時の対応（校外学習時）

実地踏査による避難場所等の確認

実地時の避難場所等の確認

地震の発生

緊急地震速報

引率責任者からの指示

室内にいた場合	テーブル等の下に入る。
廊下や階段付近にいた場合	近くの部屋に入り、室内にいた場合の対応をする。
体育館や展示室等にいた場合	窓から離れて、中央に集まり身を低くする。
屋外（公園等）にいた場合	広場の中央に集まり身を低くする。
屋外（公園等）にいた場合	その場で身を低くし、揺れが収まったら安全な場所に避難する。
交通機関や施設内にいた場合	施設職員からの指示に従う。
登下校時	落下物のないところで身を低くする。ランドセル等で頭を守る。

事前に決めた場所へ避難
※登下校時の場合は、学校か自宅、近くの避難場所に行く。

※事前に決めた避難場所が使用できていない場合は、他の安全な場所に避難する。
※海岸近くの場合は、津波を想定して高い場所へ避難する。

児童の安否確認

担任は出席人数を確認する。

けが人等の救護

けが人が出た場合には、応急処置をするとともに必要に応じて救急車を要請する。

学校・保護者への連絡 3969-8405・8406

校外学習の場所や状況に応じて、
帰校または保護者への引き渡しの
方法を検討する。
(校長判断/校長不在時には
副校長または引率者責任者)

教育委員会（指導室）への連絡 3579-2643

③ 東海地震警戒宣言発令時の緊急対応

東海地震「注意情報」「予知情報」「警戒宣言」発令



登校途中

- ・基本的には登校する。
- ・登校後直ちに下校の準備をする。
- ・学級担任が引き渡しを行う。

在校時

- ・全ての教育活動を打ち切り、直ちに下校の準備をする。
- ・学級担任が世帯ごとに引き渡しを行う。
※引き取り者が来ない場合は、原則的に学校で保護する。
- ・遠足、社会科見学等の時は、行事を中止して学校へ戻る。学校で引き渡しを行う。
- ・移動教室の時は、現地対策本部の指示に従って行動する。

下校途中

- ・帰宅し、家族と一緒に行動する。

警戒宣言が解除されるまで臨時休校とする。

(警戒宣言が解除された場合)

- ①午前 6時以前に解除・・・平常授業
- ②午前 8時までに解除・・・2時間目（9：30）から授業
- ③午前10時までに解除・・・4時間目（11：25）から授業
- ④午前10時以降に解除・・・その日は臨時休業

※危険な状況が続く場合は、翌日以降も臨時休業とする。

(2) 火災

- ① 火災発生時の対応（校内）

火災の発生
(火災の発見・火災報知器作動)

職員室からの放送または伝令による指示

避難指示により校庭への避難（担任または指導教員）

授業中	クラスごとに担任または指導教員が誘導
休み時間中	・校庭の場合はそのままクラスごとに集合 ・校舎内の場合は、各階ごとに職員が誘導
放課後・清掃指導中	各階ごとに職員が誘導
クラブ・委員会活動中	活動場所ごとに担当教員が誘導

- ★荷物は持たない。
- ★ハンカチ等で煙り対策をする。
- ★防災頭巾をかぶる（可能な範囲で）。
- ★冬季は上着を着るなどの防寒対策をする（可能な範囲で）。

児童の安否確認

担任は出席人数を確認する。

災害時の緊急措置を行う基準に従って対応

- ★引き渡しの場合は、教室に荷物を取りに戻らない。靴は上履きのまま。
- ★引き渡しの際は、出席簿等の名簿に記録する。
- ★火災の状況によっては、第二次避難場所（舟渡三丁目公園）に避難する。

教育委員会（指導室）への連絡
3 5 7 9 - 2 6 4 3

※管理職が不在の場合は、主幹教諭が指示、管理職への連絡を行う。

(3) 風水害

① 風水害が発生したときの避難所計画

テレビ・ラジオ・インターネット等で気象情報を収集する。
教育委員会や区防災部から災害等に関する情報を収集する。

- ① 暴風雨や竜巻等により本校や近隣で被害が発生した場合
- ② 暴風雨や竜巻等により板橋区に警報以上が発表された場合
- ③ 板橋区に大雪による警報が発表させた場合
- ④ 大雪警報解除後も積雪量が多く、登校が困難な場合

登校時

- ・基本的には登校する。教職員を分担し、通学路の状況把握に努める。

在校時

- ・全ての教育活動を打ち切り、直ちに下校の準備をする。
- ・遠足、社会科見学等の時は、行事を中止して学校へ戻る。
- ・移動教室の時は、現地対策本部の指示に従って行動する。

下校途中

- ・帰宅し、家族と一緒に行動する。

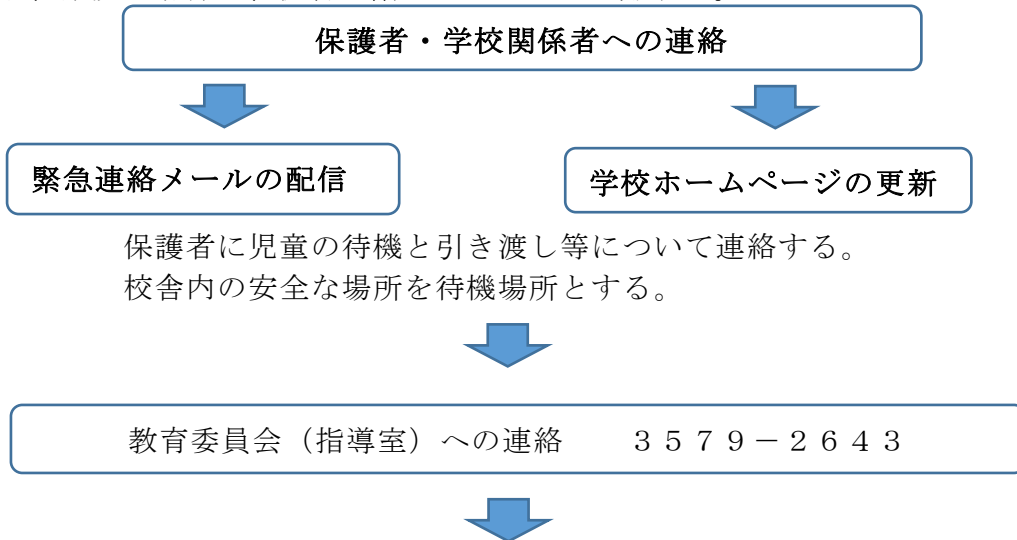
職員室からの放送または伝令または判定会議

児童の安否確認

担任は出席簿の名簿にチェックする。

災害時の緊急措置を行う基準に従って対応

- ・引き渡しの場合は、緊急連絡メールにて保護者に連絡をする。
- ・引き渡しの際は、児童引き取り者名簿に記載されている方に引渡しをする。
- ・引き渡しができない児童は学校で保護する。
- ・各教室等校舎内の安全な場所で待機する。
洪水、津波の場合は、校舎3階または屋上に避難する。



* 登校時に家庭で待機させる場合

- ・気象状況により児童に危険をおよぼしかねない状況が発生した場合、または発生しようとしている場合、警報等の解除時刻により授業開始時刻が異なる
 - ①午前 6時以前に解除・・・平常授業
 - ②午前 8時までに解除・・・2時間目（9：30）から授業
 - ③午前10時までに解除・・・4時間目（11：25）から授業
 - ④午前10時以降に解除・・・その日は臨時休業

3 事後の危機管理（保護者への引き渡し方法）

内 容	児 童	職 員	保 護 者
判定会 招集決定		<ul style="list-style-type: none"> ・管理職が招集する。 ・学年主任が職員室に集まる。 ・学年主任が学年に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童引き渡しのメールを確認し次第学校に向かう。
	判定会の結果、保護者への引き渡しが決定。各担任は下校の準備をさせ、以下の指導をする。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・震災発生に伴う対応の指導 ①引き渡しの手順の確認 ②下校時、帰宅後の注意 ③「お、か、し、も」の徹底 		

引き渡し開始 (学級)	<ul style="list-style-type: none"> ・名前を呼ばれたら返事をして前に出てくる。 ・引取者と一緒に下校。 ・下駄箱で外履きに履き替える。(緊急時は上履きのまま下校。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取り者の続柄、氏名を引き取り名簿で確認してから児童を呼ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上の学年から順に引き取る。
引き渡し完了	<p>放送の指示で、体育館へ移動する。人数が少ない場合は図書室へ移動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留児童は学校に留め置き。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し完了後、残留児童を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に連絡を取り続ける。 ・引き取り予定時間を確認する。

※引き渡しの方法

- ①引き取り者は、クラスの廊下入口の前に1列に並ぶ。
- ②引き取り者は、担任に続柄、氏名を言う。
- ③教師は、引き取り名簿で確認し、児童を呼ぶ。
- ④教室出口から出て、右側通行で下校する。

※担任は、4月中に「引き渡し名簿」の作成を完了し、出席簿にはさむ。